

<修繕>

鴨居老人福祉センターアスファルト舗装小破修繕仕様書

1	修繕名称	鴨居老人福祉センターアスファルト舗装小破修繕
2	施行場所	鴨居老人福祉センター(横須賀市鴨居3丁目11番11号)
3	修繕物件	別紙特記仕様書のとおり
4	修繕内容	別紙特記仕様書のとおり
5	履行期間	契約の日から令和3年3月31日まで
6	特記事項	別記特記仕様書のとおり
7	契約方法	総価による工事請負契約
8	支払方法	1 部分払い:しない 2 修繕完了後、一括払い
9	施行監理	現場及び技術的事項を監理する責任者をおくこと。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	福祉部健康長寿課 清家 電話 046-822-8255

<指示又は希望事項>

グリーン購入	仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で請負代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)
--------	---

## 鴨居老人福祉センター駐車場舗装小破修繕

### 1. 目的

鴨居老人福祉センター敷地内駐車場について、一部舗装修繕するもの。

### 2. 修繕箇所

別紙位置図参照

### 3. 修繕内容

- ①アスファルト舗装 A≒217 m<sup>2</sup> (既設コンクリート取壊し含む)
- ②車止め設置 13 台分 (26 個)
- ③区画線設置 白色 15 c m

### 4. 作業日時

- (1) 作業時間は、原則 9 時から 16 時 30 分までとする。
- (2) 駐車場の供用しながらの作業とする。
- (3) 別紙位置図①と②～⑤については、利用者の駐車スペースを確保するため、作業日を別にすること。
- (4) 騒音が発生する作業および駐車場の使用を制限する作業については、令和 3 年 2 月 1 日以降に実施すること。

### 5. 検査

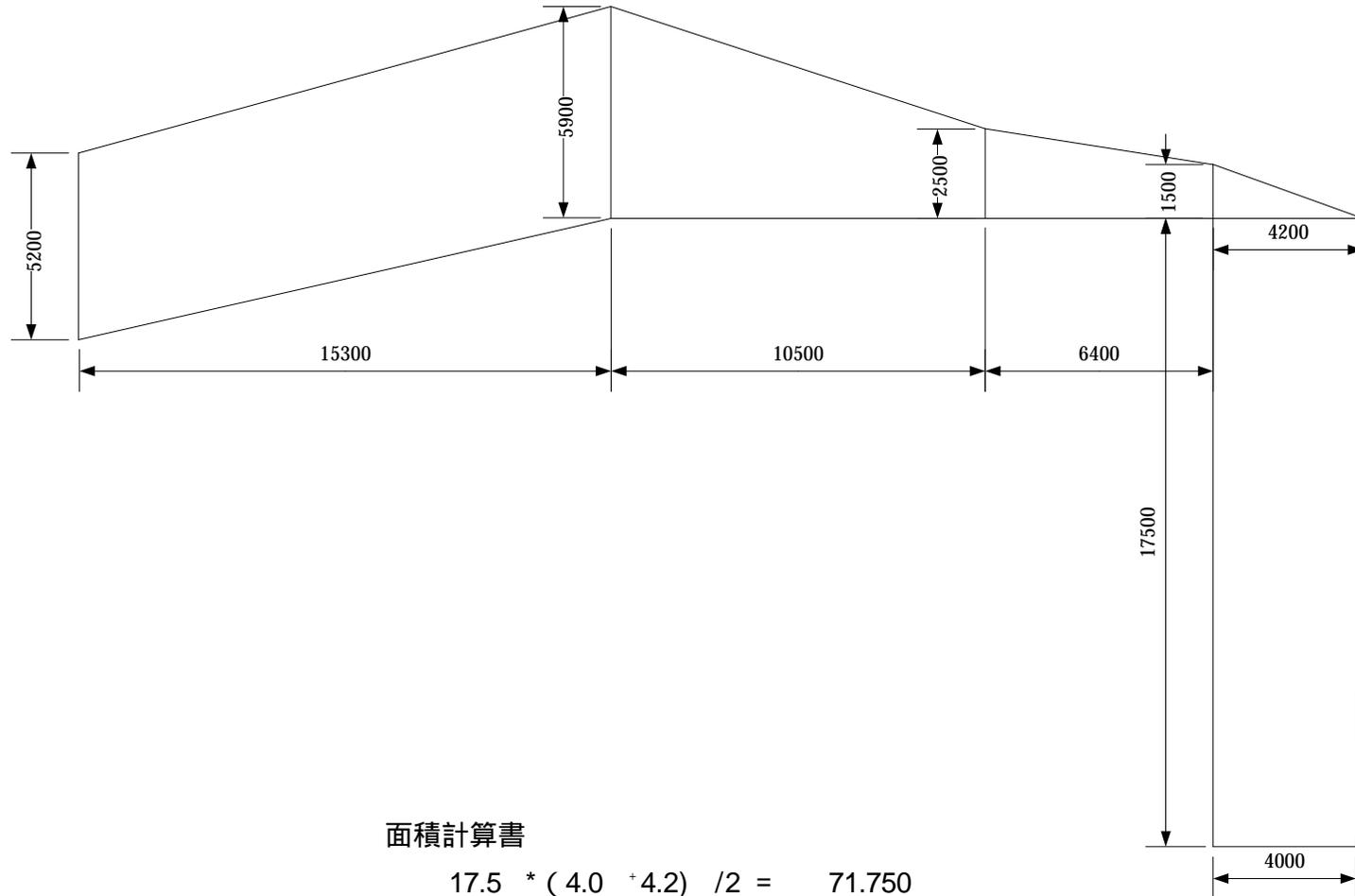
施工場所において市監督員立ち会いのもと、当該契約の完了を確認するための検査を実施する。

### 6. 作業計画と作業記録の報告

- (1) 駐車場の現在状態を調査・確認後に作業計画書または工程表を提出し、市監督員の承諾を得ること。また、作業計画上、施設側に影響のある場合(騒音・振動・停電等)は、市監督員及び施設管理者と協議を行うこと。
- (2) 作業前、作業中及び完了の写真記録を撮り、確認記録を紙で提出すること。

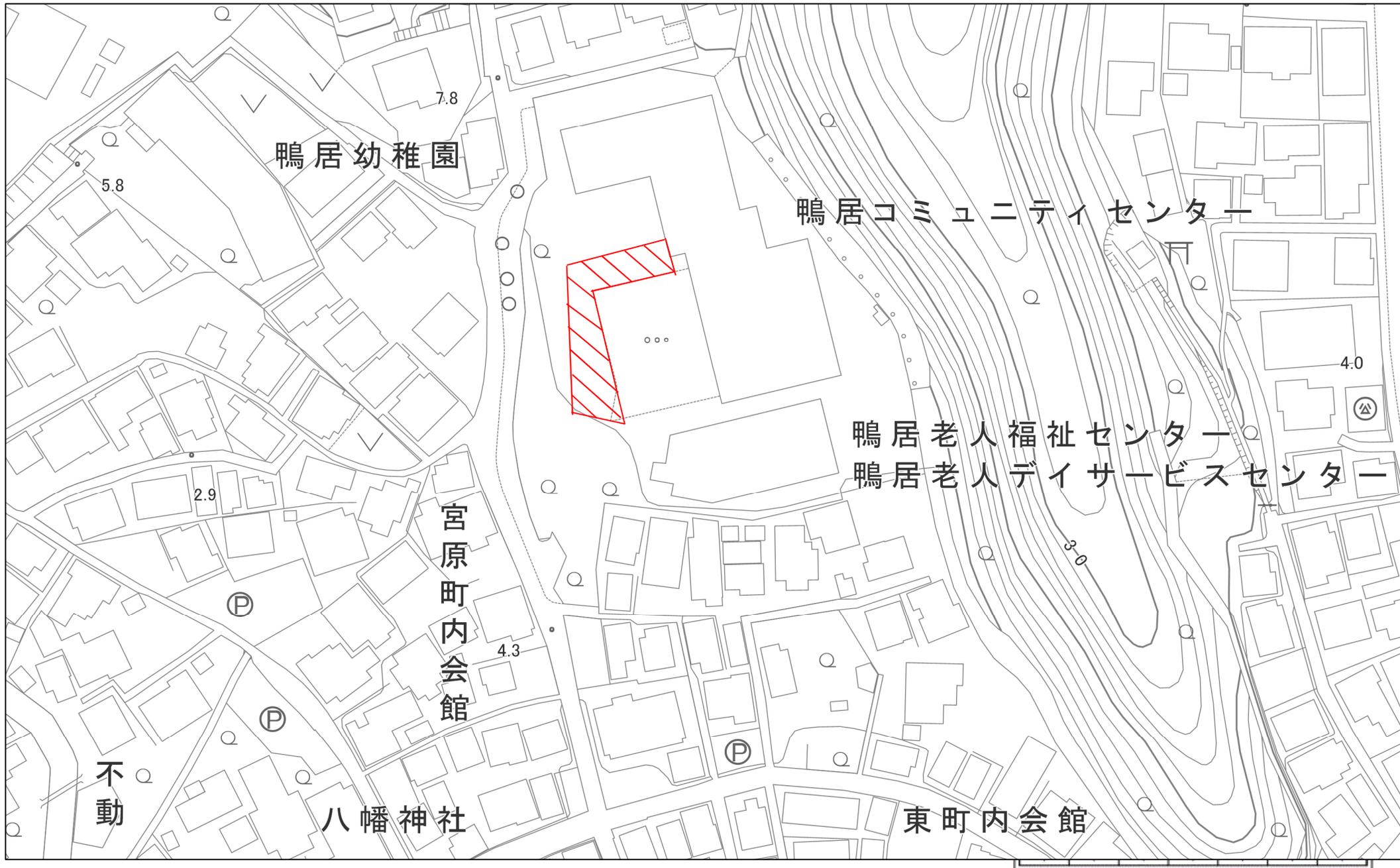
### 7. 注意事項

- (1) 請負者は修繕作業にあたって、事故の予防に努めること。特に利用者および車が作業中に通行する際には、利用者の安全確保を第一に充分配慮すること。
- (2) 修繕作業に伴う廃棄物等については請負者が引き取り、関係法令に基づき適正に処分すること。
- (3) 請負者が作業中に事故が発生したとき、建物及び付帯設備等を棄損したときは、直ちに市監督員へ連絡し、その指示に従い対応すること。
- (4) 作業当日の乗り入れ作業車は最低限とし、駐車場所は市監督員及び施設管理者と協議の上、敷地内に確保する。
- (5) この仕様書に記載のない事項等については、両者協議の上決定するものとする。



面積計算書

$$\begin{aligned}
 17.5 & * ( 4.0 + 4.2 ) / 2 = 71.750 \\
 4.2 & * 1.5 / 2 = 3.150 \\
 6.4 & * ( 1.5 + 2.5 ) / 2 = 12.800 \\
 10.5 & * ( 2.5 + 5.9 ) / 2 = 44.100 \\
 15.3 & * ( 5.9 + 5.2 ) / 2 = 84.915 \\
 A & = 216.715
 \end{aligned}$$



住宅地図：Copyright (C) 2020 ZENRIN CO.,LTD (Z20JF59)

基盤地図：この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。  
(承認番号 令元情使、第717号)

